

令和6年度（債務）
山元町学校給食調理・搬送業務委託
公募型プロポーザル競争実施要領

令和6年5月
山元町 教育総務課

山元町学校給食調理・搬送業務委託
公募型プロポーザル競争実施要領

1 目的

本要領は、山元町学校給食調理・搬送業務委託を実施するに当たり、当該業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の必要な事項を定める。

2 業務等概要

(1) 名称

山元町学校給食調理・搬送業務委託

(2) 目的

学校教育における給食の役割が期待されているなか、良質で安心安全な学校給食の提供をより効率的・効果的に実施することを目的とする。

(3) 内容

「山元町立学校給食調理・搬送業務委託仕様書」を参照

(4) 期間

調理業務：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

搬送業務：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

（ただし、契約日から令和7年3月31日までは、準備期間とする。）

(5) 搬送用車両

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）は、町有リース車両2台の契約を継承し、使用すること。

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで（4年間）は、調理業務受注者が車両3台を準備すること。

3 予算額

業務等に要する費用の上限は、456,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル競争方式

5 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 山元町競争入札参加者の資格及び指名競争入札参加者の指名に関する基準（令和3年山元町告示第71号）に基づく入札参加登録業者名簿に登載されていること。

(2) 山元町建設工事入札参加登録業者等指名停止措置要領（平成21年山元町告示第76号）による措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 国税又は地方税の滞納がない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 山元町入札契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成20年山元町告示第64号）に該当する者でないこと。
- (7) 令和6年4月1日現在、宮城県内に本社、支社、営業所又は事業所のいずれかを有していること。また、緊急時において即時対応ができる体制が整っていること。
- (8) 山元町公告第7号の告示日である令和6年5月27日から過去5年以内に、学校給食調理業務等（親子方式含む）について1日あたり900食以上の受託実績を継続して2年以上有していること。
- (9) 学校給食業務において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を有すること。
- (10) 山元町公告第7号の告示日である令和6年5月27日から過去5年以内に、学校給食調理業務等について食品衛生法（昭和22年法律第233号）によるいかなる処分等も受けたことがないこと。
- (11) 学校給食法のほか、学校給食関係法令等、学校給食の趣旨を十分理解し、「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」等を遵守した業務が遂行できること。
- (12) 製造物責任法（平成6年法律第85号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入している又は加入することが可能であること。
- (13) コンソーシアムや企業連合といった2者以上の事業者で構成された事業体ではないこと。

6 説明及び施設見学

- (1) 開催日時
令和6年6月19日（水）午前9時から午後5時までの間で指定する。
- (2) 集合場所
山元町立山元中学校 2階研修室
- (3) 開催場所
山元町立山元中学校 給食室
※ 説明及び施設見学を希望する者は、令和6年6月13日（木）正午までに「17 問合せ先」へ申し込むこと。参加は1事業者3人までとする。

7 質問及び回答

- (1) 質問方法 質問がある場合は、質問書（様式第1号）に質問事項を記載の上、電子メール又はFAXにより提出する。※ 電子メール又はFAX送信後、質問未受領防止のため必ず山元町教育委員会教育総務課に電話し着信を確認すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問期限 令和6年6月20日(木)午後5時まで

(3) 提出先 山元町教育委員会教育総務課

電子メール kyouiku.s【アットマーク】town.miyagi-yamamoto.lg.jp

※【アットマーク】部分は「@」に置き換えてください。FAX0223-37-5119

(4) 回答方法

質問及び回答については、町のホームページにて公開する。

(5) 回答時期 令和6年6月25日(火)

8 参加申込手続

(1) 提出書類等 本プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

本プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

ア 参加申込書(様式2) 1部

イ 参加資格等確認申請書(様式3) 1部

ウ 会社等概要整理表(様式4)及び会社パンフレット等 11部

エ 受託業務実績表(様式5) 11部

オ 配置予定業務責任者調書(様式6) 11部

カ 配置予定業務責任者の資格証(写) 1部

キ 損害賠償等の担保を証する書類(写) 1部

ク 誓約書(様式7) 1部

過去5年間に食品衛生法に基づく営業処分を受けていないことの誓約書

ケ ISO認証等、特別な登録や許可を受けている場合はその証明書(写) 1部

※資格者名簿に未登載の場合は、別途、次に掲げる書類を提出すること。

(2) 提出期限 令和6年6月28日(金)午後5時まで

(3) 提出先 山元町教育委員会 教育総務課

(4) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※郵送による場合は必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。

なお、郵便事故等については、町は一切の責任を負わないものとする。

9 一次審査

(1) 審査方法 参加申込時の提出書類から、山元町教育委員会にて実施要領にある各条件を満たしているか書類審査し、二次審査対象を選出する。

(2) 通知書類審査を通過した者に、二次審査に関して通知する。一次審査で条件を満たしていなかった者については、その旨を通知する。

10 企画提案書作成方法

一次審査を通過した者は、提出期限までに企画提案書を提出すること。また、企画提案書の構成は以下のとおりとし、任意の書式で作成すること。

(1) 提案書の構成(表紙、見積書及びその他添付書類を除き全ページ30ページ以内とす

る。)

ア 企画提案書表紙（様式 8）

イ 提案書

（A 4 判縦使い横書き 両面印刷可・文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。
A 3 判の折り込みは可とする。枚数制限は設けないが、審査時間を考慮すること。）

I 法人等の概要及び業務の実績（平成 25 年度以降の実績）

II 業務全般に対する基本的な考え方

III 調理等業務運営体制

IV 衛生管理に対する危機管理体制

V 運営支援体制

VI 独自サービスの提案等

ウ 見積書（A 4 判任意様式）内訳を詳細に記載し、消費税及び地方消費税を除いた
価格並びに税込み価格を記載すること。また、年度ごとの内訳がわかる書類を添付
すること。

エ その他添付書類

I 研修資料 従業員等の研修用として使用しているものがある場合

II 提案概要書（様式 9）企画提案書の概要を 1 枚にまとめたもの

(2) 提出部数

1 1 部（正本 1 部と副本 10 部）

なお、提案概要書については、電子データ（電子媒体 CD-R 等）でも提出すること。

(3) 提出期限

令和 6 年 7 月 23 日（火）正午まで

(4) 提出先

山元町教育委員会 教育総務課

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※郵送による場合は必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。

なお、郵便事故等については、町は一切の責任を負わないものとする。

11 二次審査

本要領、仕様書に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法により山元町
学校給食調理・搬送業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査する。

(1) 審査方法

プレゼンテーション及び質疑応答により審査を行う。

ア 日時 令和 6 年 7 月 30 日（火）午後 1 時 30 分から「二次審査に関する通知書」
により別途通知

イ 場所

山元町浅生原字作田山 3 2 番地 山元町役場 1 階 大会議室

ウ 持ち時間

各者30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分以内）

エ 内容

企画提案書の内容等について説明を行い、選定委員会委員が行う質問に回答する。

オ 特記事項

- I 本業務を受託した場合に統括業務責任者として配置予定の従業員を同席させること。
- II パソコン等を用いる場合は、事前に連絡すること。その場合、パソコンは各者で持ち込むものとし、スクリーン、プロジェクター及びレーザーポインターは町で用意する。
- III 特別な理由がなく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

(2) 評価方法

次のとおり評価採点し、契約候補者及び次点候補者、第3候補者を特定する。

ア 採点

選定委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価した配点から評価点を算出し、各委員の評価点を合計し合計評価点とする。

イ 選定

合計評価点で最高点を得たものを契約候補者として特定する。なお最高点を得た者が2者以上ある場合は、「調理等業務実施体制」の点数が最も高いものを契約候補者とする。最高点に続く合計評価点を得たものを次点候補者、第3位の合計評価点を得たものを第3候補者として特定する。

ウ 評価採点基準項目及び配点（審査委員会委員1人当たり）

評価採点基準項目			配点	
企画提案 (提案評価点)	I	法人等の概要及び業務の実績	本業務を請け負うに足る組織力・将来性について	5
			学校給食や集団給食の業務実績について	10
	II	業務全般に対する基本的な考え方	給食の質の向上、業務の効率化及び業務実施における課題の把握と具体的な改善方策について	15
	III	調理等業務運営体制	調理業務における従事者の指揮命令系統及び本町との連絡体制について	10
			本施設の設備や調理機器の現状把握と安定した調理体制に必要な有資格者等の人材確保及び配置等について	10
			従業員の定着及び地域雇用促進について	5
			従業員に対する研修や教育体制について	5
	IV	衛生管理に対する危機管理体制	衛生管理上の事故を防ぐ危機管理体制について	15
	V	運営支援体制	食品納入事故や調理機器の不具合等に伴う献	10

			立変更等、緊急時の協力体制について	
	VI	独自サービスの提案等	運営全般に関する独自の具体的な提案について	5
提案価格評価点	VII	提案価格	提案価格評価点 $100 - (\text{提案額} / \text{委託料上限額}) \times 100$ ※小数点以下を切り捨てた実数を用いる。	10
	合計			100

(3) 選定委員会委員

- ア 教育長
- イ 総務課長
- ウ 企画財政課長
- エ 教育総務課長
- オ 山元町立学校給食運営審議会
- カ 山元中学校 栄養士（技術主査）
- キ 宮城県仙台保健福祉事務所 岩沼地域事務所 総括技術次長

12 選定結果

(1) 通知方法

全提案者に対して文書により通知する。

(2) 通知時期

令和6年8月下旬

(3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を町ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

- ア 契約候補者の名称
- イ 全提案者の名称（申込順）
- ウ 全提案者の評価点（得点順）
- エ 契約候補者の選定理由
- オ 山元町学校給食調理・搬送業務委託プロポーザル選定委員か委員の氏名及び選任理由

13 契約締結

選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約を締結する。なお、この場合、契約候補者は改めて提案価格を上限として見積書を提出するものとする。

契約候補者との協議が不成立となった場合は、次点候補者と同様の協議を行うものとする。

る。

なお、次点候補者との交渉も不調に終わった場合は、さらに第3候補者をもって優先交渉権者とするが、それでも交渉が整わない場合は、選定をやり直すこととする。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の追加、修正及び削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る審査以外には利用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、山元町情報公開条例（平成12年山元町条例第40号）に基づき取り扱うものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、プロポーザル競争に係る事務に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (5) 町が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (6) 企画提案書の提出は、1者1案とする。

15 その他

- (1) 言語及び通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担
書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。
また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポーザル競争に要した費用については町に請求できないものとする。
- (3) 参加辞退の場合
参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式は任意）を、速やかに山元町教育委員会あてに提出するものとする。
- (4) 失格事項
次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
ア 参加資格要件を満たしていない場合
イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
ウ 実施要領等で示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
エ 選定結果に影響を与えるような不誠実行為を行った場合
オ 見積書の金額が、「3 予算額」を超過した場合
- (5) 知的創造物についての権利等
企画提案書等の著作権及び産業財産権は、提案書に帰属するものとする。
ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等について、町は提案者の許諾を得た上で、特段の対価なく使用（複製、転記又は転写をいう。）できるものとする。

また、企画提案書等において第三者の著作権及び産業財産権の対象となっているものを使用したことにより生じた責任は、提案者が負うものとする。

16 日程

令和6年5月27日（月）公告及び参加申込開始
6月19日（水）説明及び施設見学
6月20日（木）質問締切り
6月25日（火）質問に対する回答
6月28日（金）参加申込締切り
7月11日（木）一次審査結果通知
7月23日（火）企画提案書提出締切り
7月30日（火）二次審査
8月27日（火）見積り合わせ
8月下旬 選定委員会への報告
選定結果通知

17 問合せ先

山元町教育委員会 教育総務課

所在地：〒989-2292 山元町浅生原字作田山 32 番地

電話：0223-37-5115

FAX：0223-37-5119

電子メール：kyouiku.s【アットマーク】town.miyagi-yamamoto.lg.jp

※【アットマーク】部分は「@」に置き換えてください。